

○大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱

平成29年3月30日告示第73号

改正

平成29年9月13日告示第173号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の人員、設備、運営等に関する基準を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則（平成29年大和市規則第4号。以下「実施規則」という。）に規定する介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA及び介護予防通所型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定めるものとする。

(介護予防訪問型サービス及び訪問型サービスAの基準)

第2条 介護予防訪問型サービス及び訪問型サービスAの人員、設備、運営等の基準については、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「国基準」という。）第2章第1節から第5節までの規定を準用する。この場合において、国基準第5条第1項中「指定介護予防訪問介護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条の2第2項に規定する政令で定める者」とあるのは「介護予防訪問型サービスの提供に当たる介護福祉士若しくは法第8条の2第2項に規定する政令で定める者（以下この項において「介護福祉士等」という。）又は訪問型サービスAの提供に当たる介護福祉士等若しくは市長が認める研修を修了した者」と、「常勤換算方法で、2.5以上」とあるのは「介護予防訪問型サービスにあつては常勤換算方法で2.5以上、訪問型サービスAにあつては事業を適切に行うために必要と認められる数」と、国基準第37条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(介護予防通所型サービスの基準)

第3条 介護予防通所型サービスの人員、設備、運営等の基準については、国基準第7章第1節から第5節までの規定を準用する。この場合において、国基準第99条第4項中「都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長）」とあるのは「市長」と、国基準第106条第2項中「2年間」とあるのは「5年間」と読み替えるものとする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月13日告示第173号)

この要綱は、公表の日から施行し、改正後の第2条後段の規定（国基準第5条第1項に係る部分に限る。）は、平成29年4月1日から適用する。